

修学継続支援 特別授業料減免制度

明海大学では、新型コロナウイルス感染症の直接的又は間接的な影響により家計が急変した方に、授業料の一部を減免することで、修学を継続するための支援を行います。

■対象者：本学の歯学部、大学院の在学生

学費支弁者において以下のA～Cすべてに該当する方

要件基準	要件
A 所得基準	<u>公的支援の受給証明書が提出可能な方</u> 又は <u>収入が3分の2以下に減少した方</u>
B 家計基準 (収入見込※)	給与所得者の場合 : 1,500万円以下 給与所得者以外の場合 : 750万円以下
C 修学態度	授業の出席状況及び学業成績等の修学態度が 減免対象者として相応しい方

※収入見込とは、新型コロナウイルスにより家計の影響を受けた以降について、例えば直近1か月の収入を12倍して、経費等の控除額を除いて算出します。

*専攻生、研究生、科目等履修生、特別聴講生は除く。

*給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額（給与所得のみの場合）、給与所得者以外の場合は確定申告書等の所得金額とします。

*高等教育の修学支援新制度で授業料の半額相当以上の奨学金を受給している、又は授業料の減免を受けている方は対象になりません。

■減免額

A 所得基準	減免額（2020年度後学期納入分）※
<u>公的支援の受給証明書の提出、 又は収入が2分の1以下に減少</u>	<u>授業料の2分の1</u> 歯学部 475,000円 大学院歯学研究科 137,500円
<u>収入が3分の2以下に減少</u>	<u>授業料の3分の1</u> 歯学部 316,667円 大学院歯学研究科 91,667円

*授業料とは明海大学学則及び明海大学大学院学則に定める納入金額となります。

*高等教育の修学支援新制度により授業料の減免を受けている方は、当該減免額がこの制度により算出した減免額を下回る場合に限りその差額を減免することとなります。

※上記減免額を後学期分より減免します。

申請書及び申請要領は大学公式ホームページからダウンロードできます。

「修学継続支援特別授業料減免制度」：https://www.meikai.ac.jp/news/2020_427.html

